

**医科点数表第2章第10部手術の通則の5
及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)に掲げる手術**

1. 区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	37
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

2. 区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	4

3. 区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	7
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術 217

5. その他の区分に分類される手術 手術の件数

ア	人工関節置換術	58
イ	1歳未満の乳児に対する通則6手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

※ 手術件数は、2024年1月1日から12月31日までの間の実績です。